熊本三友保険ニュース

企業様向

令和　2年　5月

今まさに　サイバー攻撃に要注意の時です！

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に対応し、企業様によっては休業を余儀なくされたり時短営業をされたり、とこれまでにない対応に追われていらっしゃったことと存じます。私共も初めての経験ですが、今後も感染予防対策を行い精一杯皆様のお役に立てるよう尽力して参る所存です。

ご存知でしょうか。2011 年３月、東日本大震災後にＪＡＸＡ（ジャクサ　宇宙航空研究開発機構）の職員宛に送付され、その後の情報漏洩事件を引き起こした標的型攻撃メールは「震災による支援金給付の案内」を装ったものでした。2016 年４月、熊本地震の際にもそうした同様の給付や募金を装う詐欺メールが横行しました。皆が新しい詳しい情報を、と求める気の緩みを狙ったものです。自然災害時に限らず、混乱時を悪用するサイバー犯罪は何年も前から一般的に起こっています。

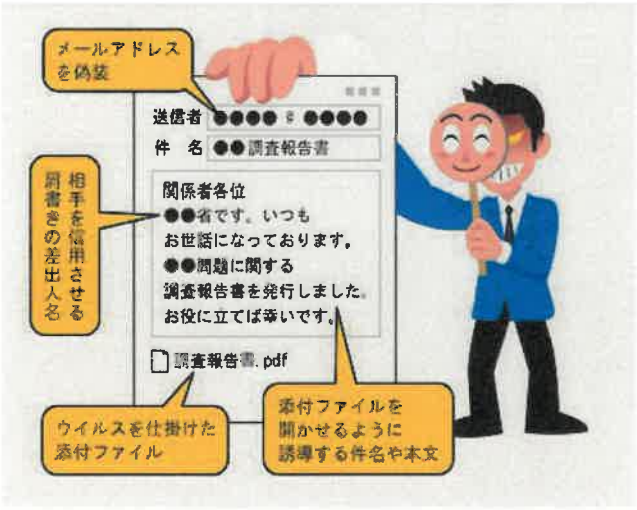

今まさに、混乱を悪用した給付金詐欺やサイバー攻撃が増加しています。コロナウイルスの感染拡大により御社もテレワークといった新たな働き方を取り入れ始めておられると思います。御社の社員の皆さんはパソコンを利用してご自宅やその他の場所でインターネットを介した業務を行っていませんでしょうか。万一、その方のパソコンを通してサイバー攻撃に遭い、重要な機密情報や個人情報が漏洩した場合の対策はされていますでしょうか。**業務中のサイバー被害の責任は企業にあり、**となるのです。

警察のサイバー班の方も**「いくらセキュリティ対策ソフトを導入しても、ハッカーたちはその上をいくんですよ。」**と昨年のセミナーの時に嘆いておられました。今は国の重要な機密情報を持った組織だけが狙われるのではありません。組織の PC をランサムウェアに感染させて身代金を奪う、あるいは感染させた PC を足掛かりにして提携先の企業を攻撃するなど、様々な用途に合わせたマルウェアが用いられています。

万一被害に遭われた場合は、パソコンの感染確認の為のフォレンジック検査(パソコンやスマホなどのデジタル機器に残る記録を収集・解析し、法的な証拠性を明らかにする検査)や公的機関による調査に応じるための費用がかかります。さらに公的機関による調査には弁護士を立て法律相談をせねばならないことからその費用もかかるのです。すでに被害に遭った企業が数百万を支出しているケースが発生しています。そういった万一の対策のためには**サイバー保険が必要となります。**別紙の警視庁サイバーセキュリティ対策本部からの啓発チラシ「ちょっとまってテレワーク」と、内閣府の資料に掲載されている「アフターコロナ」と題した混乱が収束した後のサイバー空間の変化について掲載されています。チラシを添付いたしますのでぜひ御覧くださいませ。

有限会社　熊本三友保険
代表取締役　水元敬子